



特定生産緑地（板橋区）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。



東京都板橋区長 坂本

番号	位置	特定生産緑地の面積	公示日
特 22-14	板橋区徳丸八丁目地内	約 670 m ²	令和3年12月15日

「区域は解除図表示のとおり」